

※掲載している各種情報は、新型コロナウイルス感染症の状況により、中止や延期などの変更になる場合があります

問い合わせ 国保年金課医療年金係
☎内線3135

福祉医療制度のお知らせ

福祉医療は、子ども・重度心身障害者・ひとり親家庭など、一定の要件を満たす人の医療費(保険診療分)のうち、自己負担しなければならない費用(入院時食事療養費、訪問看護、柔道整復師、治療用器具などの費用も含む)を市が負担する制度です。

※重度心身障害者の入院時食事療養費は、標準負担額減額認定証を医療機関の窓口で提示した場合のみ助成

医療費無料化は、皆さんの税金で賄われています。この制度を将来にわたり維持していくためにも、制度の仕組みや目的などを理解の上、受診されるようお願いいたします。また、他の法律や制度によって医療費助成が受けられるときには、そちらの制度が優先となりますので、他制度のご活用をお願いします。

○県内医療機関での受診

県内で受診したときは、健康保険の被保険者証(保険証)と一緒に福祉医療費受給資格者証を窓口で提示してください。保険適用の診療であれば保険診療分の自己負担限度額までを市が負担するため、窓口負担がありません。ただし、入院などで高額な医療費が発生するときは、必ず加入している健康保険の限度額適用認定証の交付を受けてから受診してください。

○県外医療機関での受診など

県外での受診や治療用器具を作成した場合は、保険証を窓口で提示して自己負担分を立て替え払いし、領収書を保管してください。後日、市で手続きすることにより、自己負担した医療費を翌月以降に支給します。

○安心・お得なジェネリック医薬品

有効性や安全性、品質が新薬と同等と認められている低価格のお薬です。利用することで自己負担額の軽減や医療費の節約につながりますので、医師や薬剤師と相談し、ジェネリック医薬品を利用しましょう。

○子ども医療電話相談

県では、夜間や休日に子どもの病気への対処方法や応急処置などを電話で相談できる窓口を設置しています。子どもの急な発熱、嘔吐、腹痛などで医療機関を受診すべきか迷ったときにご利用ください。

※医療行為となる診断や治療を行うものではありません

電話番号 #8000

※携帯電話からも利用できます

健康診査と人間ドック

自分の健康状態を知るために、年に1回受けましょう。

健康診査(無料)

対象者には、5月中旬に受診シールや受診票を郵送します。※人間ドックを受ける人は受診できません

●特定健康診査

対象 40歳から74歳までの国民健康保険加入者

●後期高齢者健康診査
対象 75歳以上で後期高齢者医療保険加入者(一定の障がい

のある人は65歳以上)
健診内容 身体測定、検尿、血圧、血液検査など

期間 6月1日(月)～12月末日

問い合わせ 健康課予防係 ☎内線3162へ

人間ドック

国民健康保険と後期高齢者医療保険加入者に、人間ドック費用の一部を助成します。

※健康診査を受ける人は受診できません

●国民健康保険人間ドック

●各助成共通事項
助成対象 日帰り人間ドック、

問い合わせ 国保年金課国保係 ☎内線3132へ

対象 次の条件を全て満たす人

- ①国民健康保険加入者②年齢35歳以上③国保税の未納がない世帯

助成額 2万5000円を限度に検診費用の3分の2

※結果により特定保健指導の対象になる場合があります

●後期高齢者医療人間ドック

対象 次の条件を全て満たす人

- ①後期高齢者医療保険加入者②本市に住民登録がある人③後期高齢者医療保険料の未納がない人

助成額 2万円

※来年3月末日までに受診を予定している人が対象です

問い合わせ 国保年金課国保係 ☎内線3132へ

野生鳥獣害対策 に取り組みましょう

野生鳥獣害対策のため、電気柵導入や動物駆逐用煙火類の使用をお考えの方は、次に記載の補助事業や、湊屋商店(下之町)が主催する講習会の案内をご確認ください。

■電気柵の設置補助事業

個人、または2世帯以上による小規模な電気柵の設置について、市の単独事業により補助金を交付します。1カ所の設置に際し、5万円(2世帯以上による場合は10万円)を限度に、購入額の半額を補助します。補助金の交付は予算の範囲内となりますので、購入前にお問合せください。

■動物駆逐用煙火講習会のご案内

動物駆逐用煙火類(ごう音玉・動物駆逐用火など)を購入・利用する際は、講習を受ける必要があります。なお、主たる動物駆逐用煙火類の購入は、市の補助により無料となります。

日時	5月29日(金)午後2時		
会場	利根沼田文化会館3階		
定員	80人(20歳以上の人が対象)		
申し込み	日曜日を除く、5月15日(金)までの午前10時から午後5時までに、湊屋商店(☎☎2253)に申し込みください		
区分	継続(手帳所持者)	更新(5年で更新となる人)	新規
受講料	1,500円	3,700円	4,200円
必要書類 ※申込書は湊屋商店で配布	申込書 申込書 受講者の証明用写真(裏面に氏名を記入)横2.5cm×縦3.0cm 背景の無いもの 色付き眼鏡不可		

問い合わせ 農林課森林整備係(白沢支所内鳥獣害担当)☎内線50へ

国民年金のお知らせ

学生納付特例制度

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないことから、本人所得が一定額以下の場合、納付が猶予される学生納付特例制度があります。

対象 大学や大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校などの各種学校に在学する学生

承認期間 4月～翌年3月
※承認を受けた次の年度も引き続きこの制度を希望する場合、再度申請が必要です

手続きに必要な物
▽年金手帳
▽印鑑
▽在学期間が分かる学生証のコピー(両面)、または在学証明書の原本

問い合わせ 国保年金課医療年金係 ☎内線3131、洪川年金事務所国民年金課 ☎027

9 ☎1607へ